

毎週火、金曜日発行（但休日と当日は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示 目次

- ふ化業者の登録
- 移入禁止区域の指定
- 昭和三十六年度の政府に売り渡すべき米穀の  
売り渡し時期の告示
- 建設業者の登録まつ消
- 建設業者の登録
- 公有水面埋立免許
- 健康保険法の規定による保険医療機関の指定
- 昭和三十六年度第四次二等陸士、二等海士及  
び二等空士の募集期間
- 建設業者の登録まつ消
- 土地の公用廃止

## 告示

### 鳥取県告示第六百二号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条の

規定により、次のとおりふ化業者を登録した。

昭和三十六年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 登録番号 第四号

二 登録年月日 昭和三十六年十月八日

三 氏名及び住所 門 永 正 男

鳥取県境港市上道町二七五番地

四 ふ化場の名称及びその所在地

門 永 ふ卵場

鳥取県境港市上道町二七五番地

### 鳥取県告示第六百三号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定により、昭和三十六年十月二十四日から豚その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として奈良県を指定する。

昭和三十六年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百四号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号) 第三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年産の政府に 売り渡すべき米穀の売り渡し時期を次のように定めたの で、同条第三項の規定に基づき告示する。

昭和三十六年十月二十四日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
昭和三十七年二月二十八日

登録番号 登録年月日 商号又は名称  
鳥取県知事登録 昭三四、 勝部組  
(一〇)第七号 一〇、一三 米子市灘町二丁目一〇

主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日  
米子市灘町二丁目一〇 勝部 信吉 昭三六、  
一〇、一三

鳥取県告示第六百五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定 による廃業届があつたので同法第十五条第一項の規定に より、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十六年十月二十四日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定に よる登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定によ

登録番号 登録年月日 名 称  
鳥取県知事登録 昭三六、 (株)先本組  
(と)第七六九号 一〇、一三 米子市両三柳一、一三七の二

主たる営業所所在地 申請者氏名 摘 要  
米子市両三柳一、一三七の二 先本喜一郎 建築工事

り、次のとおり建設業者登録簿に登録した。  
昭和三十六年十月二十四日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の 規定により昭和三十六年十月二十日次のとおり免許した ので同法第十一条の規定により告示する。

昭和三十六年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立免許を受けた者の氏名

主要地方道鳥取鹿野倉吉線管理者

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 埋立の場所

鳥取市良田字国乱城六三七番 六三八番

字小乱城五八七番

各地先湖山水面

三 埋立面積

一、三三六・〇平方メートル

四 埋立の目的

主要地方道鳥取鹿野倉吉線第二種地 造成

五 着手期限

昭和三十六年十月三十一日

六 竣工期限

昭和三十七年三月二十日

鳥取県告示第六百八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ 第三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定 したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険 医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政 令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和三十六年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保険医療機関又は保険薬局  
名 称 所 在 地

開設者氏名

診療科名

指定年月日

採用点数表

鳥取生協病院

鳥取市東品治町

山崎 季治

内、外、小、産婦、三六、九、一  
理学科 乙表

潮歯科医院 西伯郡会見町天方 潮 陽三 齒科 " " 九、三〇 甲表  
 上山齒科医院 岩美郡国府町宮の下 今田 尚子 " " 四、一 "

鳥取県告示第六百九号

昭和三十六年度第四次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間は、昭和三十六年十一月十日から昭和三十七年一月三十一日までと定められたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条及び第百十八条の規定に基づき告示する。

昭和三十六年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十六年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日

鳥取県知事登録 昭三四、 先本組 米子市両三柳一、一三七 先本喜一郎 昭三六、一〇、一二

(注) 法人へ切換のため個人業を廃業するものである。

鳥取県告示第六百十一号

次の土地は、昭和三十六年十月十八日から公用を廃止

した。

昭和三十六年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
 場 所 地目又は面積又は数量  
 は品目 (坪)

東伯郡三朝町大字本泉字隈田	道路敷	一七九、三〇
四八五、四四〇、四六九ノ二、		
四七六、四七〇、四七三ノ一、		
四八六、四七六、四七三ノ一、		
四七四、四七六、四七三ノ一、		
二八、四二六、四二四、四三三	水路敷	一八七、四五
七ノ一、四二六、四二四、四三三		
添ノ一、四二六、四二四、四三三		
八ノ一、四二六、四二四、四三三		
五ノ一、四二六、四二四、四三三		

関係図面は土木部管理課に保管